

感染症罹患による欠席報告書

長浜市立速水小学校

年 組 (氏名)

| | |
|------------------------|---|
| 発病した日 (1) | 令和 年 月 日 (インフルエンザの場合、発熱、倦怠感(体のだるさ)、筋肉痛などがみられた日) |
| 医療機関受診日 | 令和 年 月 日 |
| 受診した医療機関 (病院・医院の名称) | 病院・医院・クリニック・診療所 |
| 診断された病名 | (インフルエンザの場合: A型・B型・医師の臨床診断) |
| 症状がなくなった日 (2) | 令和 年 月 日 (インフルエンザの場合は、解熱した日) |
| 学校を欠席した期間 | 令和 年 月 日 から <u>(土・日曜日も含めて)</u> 月 日 まで |
| 補足事項 (医師からの指導事項等) | 自宅療養が必要な期間 インフルエンザの場合、(1)の翌日から5日以上、かつ(2)の日から2日以上経過するまで コロナ感染症の場合、(1)の翌日から5日以上、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |

医師の指導に従い、学校を欠席(自宅療養)したことを報告します

長浜市立速水小学校長 様

令和 年 月 日

保護者氏名

押印又は署名

<「出席停止」の目的>

【感染を広げないため】

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であることから、
 集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

<主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準>

学校保健安全法施行規則・第19条（出席停止の期間の基準）

| | |
|-----------------|---|
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します） |
| インフルエンザ | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（園児においては3日）を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで。 （医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください） |
| 風しん | 発しんが消失するまで （医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください） |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発しん（水疱）が痂皮化する（かさぶたになる）まで （判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください） |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状（発熱、咽頭痛、結膜充血）が消退した後2日を経過するまで |

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。
（出席停止期間は、欠席扱いになりません。）
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校（園）してください。
（保護者等の判断による登校（園）はご遠慮ください。）
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、
登校（園）時にご提出ください。

※医療機関による証明書の提出は不要です。